

月刊

日本行政

no.636
2025
november

11

Top
Message

令和7年度会長会を開催して



しまばら火張山花公園（長崎県）

◆ Leadership

- ・ 改正行政書士法の施行 一次のステージに向けて—

◆ Topics

- ・ 高知県高知市にて会長会を開催

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会



日本行政書士会連合会会長
宮本 重則

令和7年度会長会を開催して

秋の訪れとともに、ようやく朝夕の風にも涼しさを感じられる季節となりました。

本年の夏は、記録的な高温に加え、豪雨や竜巻などの自然災害が各地で発生し、その報道に接するたびに心を痛めました。中でも災害救助法の適用を受けた災害に関しては、日本行政書士会連合会（以下「本会」という。）としまでも、各地の行政書士会（以下「単位会」という。）を通じて、行政書士ならではの独自の被災者支援活動を展開してまいりました。被害を受けられた皆様、その御家族や関係の皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、本会では、行政書士制度の維持・発展と国民の権利利益の実現に資することを目指して、本会を構成する単位会の会長が一堂に会して、それぞれの取組や課題等を共有し、単位会の円滑な運営と進展を図ることを目的に、年1回全国各地で「会長会」を開催しています。本年度は、9月18日に高知県高

知市の「ザ クラウンパレス新阪急高知」において開催いたしました。本会議では、全国の単位会の会長を始め、本会の役員、関係者が出席し、活発な意見交換が行われました。

開会に当たり、私から挨拶を申し上げた後、濱田省司高知県知事から御祝辞を賜り、また、桑名龍吾高知市長からのメッセージが披露されました。さらに、開催地を代表して田岡高知会会長から歓迎の御挨拶をいただくなど、地元高知会の皆様の温かい御支援の下に、会長会を開催することができました。

本年度の会長会では、二つの主要テーマを掲げました。第一のテーマは「特定行政書士制度の普及促進について」で、山形会及び兵庫会から特定行政書士制度の普及促進に関する取組や研修実施の事例が発表され、特定行政書士としての資質向上や制度の更なる普及に向けた具体的な方策について、各単位会間で活発な意見交換が行われました。

第二のテーマは「一般倫理研修未受講者への対応について」で、愛知会及び大阪会から未受講者への段階的な対応や規則制定の取組が紹介されました。倫理意識の浸透と受講率向上のための具体的施策についても意見が交わされ、行政書士としての自覚と倫理の重要性を改めて共有する機会となりました。

これらのテーマに加えて「災害復興支援に関する取組」として、神奈川会から災害支援マニュアルの作成について、熊本会から行政・自治体と連携した災害支援スキームの構築についてが紹介されました。自然災害が頻発する中において、行政書士として被災地の支援に迅速かつ的確に対応する体制づくりの重要性を再認識いたしました。この災害復興支援に関しては、本会においても、昨年9月に内閣府と締結した「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を踏まえて、大規模災害の発生時に迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行えるよう災害復興支援員の増員及び養成を目的とした「災害復興支援に関するオンラインセミナー」を12月に予定していますので、是非皆様の御参加をお待ちしています。

本会長会で得られた知見や意見は、今後の各単位会の運営や事業活動に大いに役立つものと確信しています。本会としても、今回寄せられた御意見や御要望を踏まえ、行政書士制度の更なる発展に向けて、

全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

地元高知会の皆様には、準備・運営を始め多大なる御尽力を賜りましたことを、心より御礼申し上げます。今後とも変わらぬ御支援・御協力をお願い申し上げます。

最後に、本会長会や単位会主催の改正法の説明会に御出席の皆様からは、この度の法改正における使命と職責を明らかにする規定、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務の制限規定の趣旨の明確化、両罰規定の整備のいずれも高い評価を頂戴しています。特に、業務の制限規定の趣旨の明確化と両罰規定の整備については、行政書士法違反の防止への取組に大きな弾みが付き、もって国民の権利利益の実現に資することとなるとのお声をいただいております。今回の法改正がいかに時宜を得た、国民及び行政書士にとって必要かつ重要な改正であったかを痛切に感じています。

本稿の執筆中に、令和7年10月28日に赤坂御苑（東京都港区）において開催される天皇皇后両陛下主催の令和7年秋の園遊会に、私を御招待いただけるとの御連絡を頂戴いたしました。前回の春の園遊会に続き会の代表としての御招待ですので、会員の皆様、各単位会の皆様の日頃の活動があってこそのものであります。まずもって、関係の皆様に深謝申し上げ、詳細は本誌次号にてお知らせいたします。



11

日本行政

MONTHLY No.636 NOVEMBER. 2025

Contents

Top Message

令和7年度会長会を開催して 1

Leadership

改正行政書士法の施行 一次のステージに向けて— 4

Special Report

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の解説 5

Topics

高知県高知市にて会長会を開催 19

Information

オンラインによる会員登録手続の開始とデジタル資格者証の取得の開始等のお知らせ(予告) 22

令和7年度特定行政書士法定研修の結果通知について 22

単位会別会員数一覧 23

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内 24

一般倫理研修受講について 25

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について 26

■ Pick UP!単位会 27

■ 中央研修所通信11月号 28

■ 日行連の主な動き(9月) 29

■ コスモスInformation 33

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／ 41

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

改正行政書士法の施行 一次のステージに向けて—

副会長 平岡 康弘

前期に引き続き、副会長を拝命し、法規監察部を始め、運輸交通、建設・環境、農地・土地利用、社労税務・生活衛生の4部門からなる許認可業務部、OSS対策特別委員会を担当することになりました。

私の担当は、行政書士業務の根幹ともいえるべき重要な分野であり、その責任の重さを改めて感じているところです。今後、古田島法規監察部長、安野許認可業務部長、小宮 OSS 対策特別委員長、各部員・委員の方々と共に宮本新会長を支え、本会の事業推進に鋭意努めてまいりたい所存です。

本年6月に改正行政書士法が成立しました(令和8年1月1日施行)。今回の改正は平成13年の手続代理、平成20年の聴聞・弁明代理、平成26年の特定行政書士による行政不服申立て代理の規定に続き、私たち行政書士にとって、また我が国の社会に対して大きな影響を及ぼすものであると感じています。

その内容は、行政書士の使命を定めるとともに、その使命を果たすため、職責としてデジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用をもって国民の利便を図るという他士業法では例を見ない画期的な条文が規定されたほか、特定行政書士の業務範囲の拡大と「報酬を得て」の趣旨が明確化され、更に個人の違反が法人に及ぶとする両罰規定が整備されました。

いずれの改正も、行政の適正な運営や、行政書士法に違反する者により不利益を被ってきた国民の保護につながり、国民の権利利益の実現に資するものです。今以上に行政書士が国民にとって不可欠な存在になることは言うまでもありません。

また、総務省から各府省官房長並びに各都道府県知事、行政書士制度担当及び行政不服審査制度担当宛てに発せられた今回の改正法に係る公布通知では、特定行政書士の業務範囲の拡大と業務の制限規定の趣旨の明確化が強調されたものになっています。そして、その通知と並行して本年5月から7月にかけて、47都道府県及び20指定都市の幹部職員が出席する総務省主催の「地方財政連絡会議」において行政書士法違反に対する注意喚起を行っていただくなど総務省の多方面にわたる各種の取組も私たち行政書士の活動を後押ししてくれています。

今、正に行政書士制度の発展と国民の利便向上にとって大きな転機を迎えています。この機を逃すことなく、特定行政書士の増員とブラッシュアップ研修の実施、行政不服申立て手続に関するマニュアル等の作成、地方自治体との更なる連携など、特定行政書士制度の充実に向けた取組を推進するとともに、行政書士法違反が疑われる事例等を収集・分析して、違反行為への対策を強化するなど、行政書士制度の普及啓発活動、その先の監察活動にも注力していかなければなりません。

こうした活動を会員の皆様と共に進めてまいりたいと思っています。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の解説

日本行政書士会連合会
顧問弁護士 山脇 康嗣

第1 特定技能制度及び育成就労制度の法的構造

特定技能制度及び育成就労制度の法的構造は非常に複雑であるところ、両制度に関わる各種規範等の法的性質の違いに応じて整理することが有用である。

まず、後記1の法規と後記2の法規以外に分類できる。その上で、後記1の法規は、(1)議会立法と(2)行政立法に分類できる。

次に、後記2の法規以外は、(1)法規そのものではないが、法規と一体的に制定され、実質的に法規に準じる機能を有するものと(2)行政規則(審査基準、処分基準、解釈基準)に分類できる。

このような分類を踏まえて、特定技能制度及び育成就労制度の法的構造を、後記3において【図3】でまとめることとする。

1 法規

ここでの法規とは、国民の権利及び義務等を形成する成文法規範であって、国民や国家機関(行政機関、裁判所等)を拘束するものである。

(1) 議会立法

国会の制定する法規(議会立法)として、特定技能制度について、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)があり、育成就労制度について、入管法に加えて、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(以下「育成就労法」という。)がある。

(2) 行政立法

行政機関の制定する法規(行政立法)として、特

定技能制度について、①出入国管理及び難民認定法施行令(以下「入管法施行令」という。)、②出入国管理及び難民認定法施行規則(以下「入管法施行規則」という。)、③出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「上陸基準省令」という。)、④出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(以下「特定産業分野等省令」という。)、⑤特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(以下「特定技能基準省令」という。)、⑥出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の在留資格に係る基準の規定に基づき退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は出入国管理及び難民認定法施行令第1条に定める地域の権限ある機関を定める件(以下「特定技能除外国告示」という。)、⑦出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件(以下「特定技能特有事情分野告示」という。)、⑧分野ごとの特定技能上乗せ基準告示(例えば、介護分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準)等がある。

そして、行政機関の制定する法規(行政立法)として、育成就労制度について、①外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令(以下「育成就労法施行令」という。)、②

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「育成就労法施行規則」という。）、③上陸基準省令、④育成就労産業分野省令（育成就労法2条2号が規定する育成就労産業分野を定める主務省令であり、正式名称未定）、⑤外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第19条第2項第3号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域（育成就労計画の認定基準に関して育成就労外国人の人数枠や転籍者の受入可能割合が優遇される区域を指定する法務省・厚生労働省告示であり、以下「指定区域告示」という。）、⑥育成就労特有事情分野告示（育成就労法施行規則に基づき、育成就労計画の認定基準や監理支援機関の許可の要件等に係る上乘せ・特則基準を定める育成就労産業分野を規定する告示であり、正式名称未定）、⑦分野ごとの育成就労上乘せ・特則基準告示等がある。

2 法規以外

(1) 法規そのものではないが、法規と一体的に制定され、実質的に法規に準じる機能を有するもの
ア 基本方針

(ア) 特定技能制度

政府は、特定技能制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「特定技能基本方針」という。）を定めなければならない（入管法2条の3第1項）。特定技能基本方針は、①特定技能制度の意義に関する事項、②特定産業分野に関する基本的な事項、③特定産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、④特定技能制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑤その他の特定技能制度の運用に関する重要事項について定める（入管法2条の3第2項）。

法務大臣は、特定技能基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない（入管法2条の3第3項）、閣議の決定があったときは、遅滞なく特定技能基本方針を公表しなければならない（入管法2条の3第5項）。法務大臣は、特定技能基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、特定技能に

関し知見を有する者（特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議）の意見を聴かなければならない（入管法2条の3第4項）。これらは、特定技能基本方針の変更について準用される（入管法2条の3第6項）。

(イ) 育成就労制度

政府は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針（以下「育成就労基本方針」という。）を定めなければならない（育成就労法7条1項）。育成就労基本方針は、①育成就労制度の意義に関する事項、②育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項、③育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、④育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項、⑤育成就労制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、⑥その他の育成就労制度の運用に関する重要事項について定める（育成就労法7条2項）。

主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）は、育成就労基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない（育成就労法7条3項）、閣議の決定があったときは、遅滞なく育成就労基本方針を公表しなければならない（入管法7条5項）。主務大臣は、育成就労基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者（特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議）の意見を聴かなければならない（育成就労法7条4項）。これらは、育成就労基本方針の変更について準用される（育成就労法7条6項）。

(ウ) 特定技能基本方針と育成就労基本方針の一体的作成

特定技能制度と育成就労制度は連続性を持たせた制度であり、相互に関連性が強いと、特定技能基本方針と育成就労基本方針は一体的に作成される。これが、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令

和7年3月11日閣議決定)である(以下、この第1において単に「基本方針」という。))。

この基本方針において、例えば、後記第2 2のとおり特定技能制度における在籍型出向形態の可否や要件等が規定される。基本方針は、入管法2条の3及び育成就労法7条に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の適正な運用を図るため、法規と一体的に制定され、実質的に法規に準じる機能を有するものといえる。

イ 分野別運用方針

(ア) 特定技能制度

法務大臣は、特定技能基本方針にのっとり、特定産業分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣(以下「特定産業分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該分野における特定技能制度の適正な運用を図るため、当該分野における特定技能制度の運用に関する方針(以下「特定技能分野別運用方針」という。)を定めなければならない(入管法2条の4第1項)。特定技能分野別運用方針は、①当該分野別運用方針において定める特定産業分野、②当該特定産業分野における人材の不足の状況(当該特定産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項、③当該特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項、④当該特定産業分野における在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項、⑤その他の当該特定産業分野における特定技能制度の運用に関する重要事項について定める(入管法2条の4第2項)。

法務大臣及び特定産業分野所管行政機関の長等は、特定技能分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者(特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議)の意見を聴かななければならない(入管法2条の4第3項)。また、法務大臣及び特定産業分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、特定産業分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない(入管法2条の

4第4項)。このため閣議決定に付される。法務大臣及び特定産業分野所管行政機関の長等は、特定技能分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない(入管法2条の4第5項)。これらは、特定技能分野別運用方針の変更について準用される(入管法2条の4第6項)。

(イ) 育成就労制度

主務大臣は、育成就労基本方針にのっとり、育成就労産業分野のうち特定の分野(以下「個別育成就労産業分野」という。)を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会及び外務大臣(以下「育成就労産業分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該個別育成就労産業分野における育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、当該個別育成就労産業分野における育成就労に係る制度の運用に関する方針(以下「育成就労分野別運用方針」という。)を定めなければならない(育成就労法7条の2第1項)。育成就労分野別運用方針は、①当該育成就労分野別運用方針において定める個別育成就労産業分野及び当該個別育成就労産業分野が労働者派遣等育成就労産業分野である場合にはその旨、②当該個別育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項、③当該個別育成就労産業分野における育成就労外国人の育成に関する事項、④当該個別育成就労産業分野における人材の受入れ見込数その他の人材の確保に関する事項(当該個別育成就労産業分野において人材が不足している地域の状況を含む。)、⑤当該個別育成就労産業分野における育成就労認定の停止の措置及びその再開の措置に関する事項、⑥当該個別育成就労産業分野における育成就労実施者の変更に関する事項、⑦その他の当該個別育成就労産業分野における育成就労に係る制度の運用に関する重要事項について定める(育成就労法7条の2第2項)。

主務大臣及び育成就労産業分野所管行政機関の長等は、育成就労分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者(特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議)の意見を聴かなければな

らない（育成就労法7条の2第3項）。主務大臣及び育成就労産業分野所管行政機関の長等は、育成就労分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、育成就労産業分野所管行政機関の長等以外の関係行政機関の長に協議しなければならない（育成就労法7条の2第4項）。このため閣議決定に付される。主務大臣及び育成就労産業分野所管行政機関の長等は、育成就労分野別運用方針を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない（育成就労法7条の2第5項）。これらは、育成就労分野別運用方針の変更に ついて準用される（育成就労法7条の2第6項）。

（ウ）特定技能分野別運用方針と育成就労分野別運用方針の一体的作成

特定技能制度と育成就労制度は連続性を持たせた制度であり、相互に関連性が強いと、特定技

能分野別運用方針と育成就労分野別運用方針は、分野ごとに一体的に作成される（以下、この第1において単に「分野別運用方針」という。）。この案が、現在、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議において検討されており、令和7年12月の閣議決定が目指されている。

分野ごとの分野別運用方針は、現時点で【図1】のような構成となる予定である（特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議第3回資料2－1「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成に向けた作業開始について」）。この分野別運用方針は、【図2】及び後記3の【図3】のとおり、法規（法律たる入管法及び育成就労法並びに省令たる上陸基準省令、特定産業分野等省令及び育成就労法施行

【図1】分野別運用方針の構成

- | | |
|----|----------------------------|
| 第1 | 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 |
| 1 | 特定産業分野及び育成就労産業分野 |
| 2 | 人材の不足の状況 |
| | （1）外国人受入れの趣旨・目的 |
| | （2）生産性向上や国内人材確保のための取組等 |
| | （3）受入れの必要性 |
| | （4）受入れ見込数 |
| 3 | 在留資格認定証明書交付停止措置等 |
| 4 | その他重要事項 |
| | （1）キャリア形成に関する事項 |
| | （2）治安への影響を踏まえて講じる措置 |
| | （3）大都市圏に過度に集中しないための措置 |
| 第2 | 特定技能制度に関する事項 |
| 1 | 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 |
| | （1）1号特定技能外国人 |
| | ア 技能水準（試験区分） |
| | イ 日本語能力水準 |
| | （2）2号特定技能外国人 |
| | ア 技能水準（試験区分及び実務経験） |
| | イ 日本語能力水準 |
| 2 | その他重要事項 |
| | （1）特定技能外国人が従事する業務 |
| | （2）特定技能外国人の雇用形態 |
| | （3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等 |

- 第3 育成就労制度に関する事項
- 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

(2) 育成就労開始後1年経過時までに求められる水準

ア 技能水準

イ 日本語能力水準

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

イ 日本語能力水準
- 2 育成に関する事項
- (1) 技能の育成

(2) 日本語能力の育成
- 3 本人意向転籍に関する事項
- (1) 本人意向転籍において求められる水準

ア 技能水準

イ 日本語能力水準

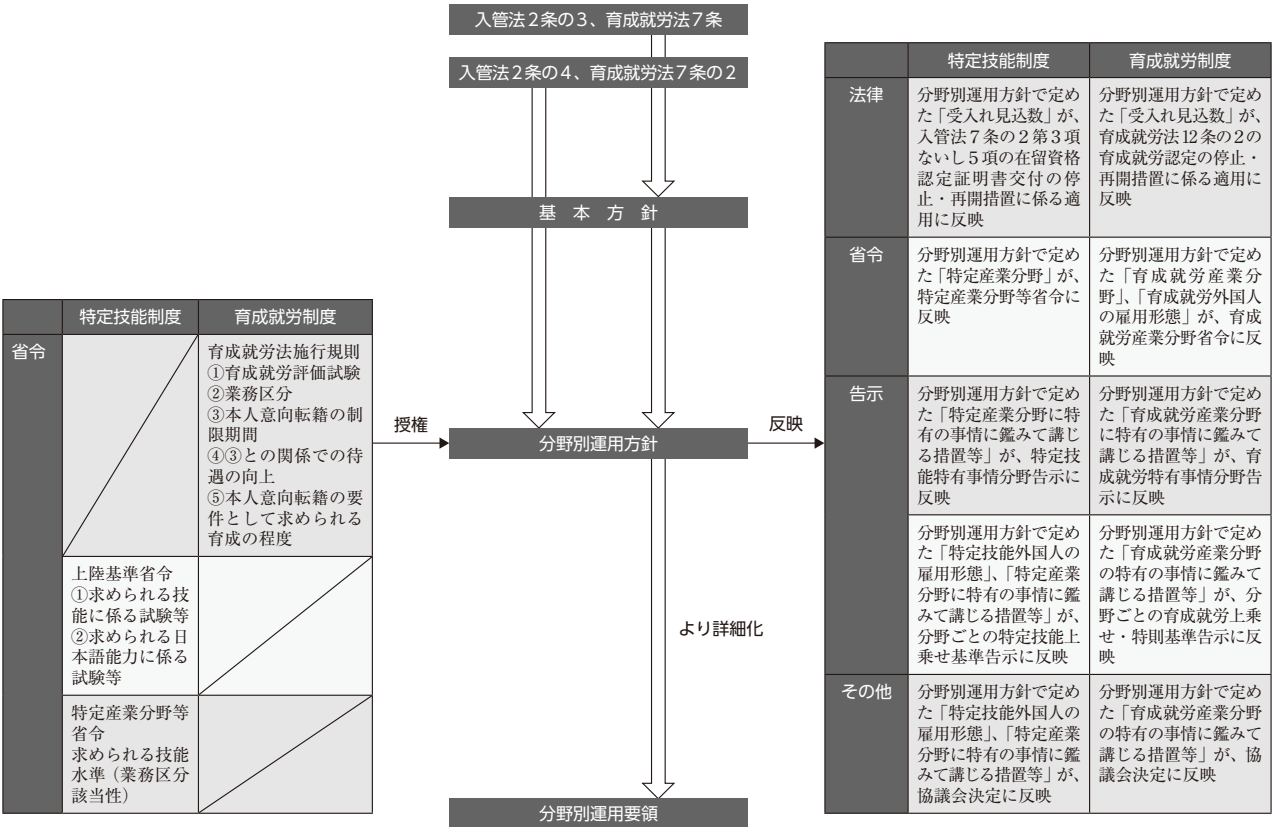
(2) 転籍制限期間及びその理由

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策
- 4 その他重要事項
- (1) 育成就労外国人が従事する業務

(2) 育成就労外国人の雇用形態

(3) 育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等

【図2】分野別運用方針に授權する規範及び分野別運用方針で定めた事項が反映される規範等



規則)から授権され、法律要件の具体的内容を定めるものであるとともに、分野別運用方針で定められた内容が法規(法律たる入管法及び育成就労法、省令たる特定産業分野等省令及び育成就労産業分野省令、告示たる特定技能特有事情分野告示、分野ごとの特定技能上乗せ基準告示、育成就労特有事情分野告示及び分野ごとの育成就労上乗せ・特則基準告示)の適用又は内容に反映される仕組みとなっている。したがって、分野別運用方針は、入管法2条の4及び育成就労法7条の2に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の適正な運用を図るため、法規と一体的に制定され、実質的に法規に準じる重要な機能を有するものといえる。

(エ) 特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の意義

上記ア(ア)、(イ)及び上記イ(ア)、(イ)のとおり、基本方針又は分野別運用方針の案を作成又は変更するときは、あらかじめ、特定技能・育成就労に関し知見を有する者(特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議)の意見を聴かなければならないとされている。これは、以下のような理由によるものである。

すなわち、特定技能制度及び育成就労制度の在り方については、出入国在留管理政策のほか、産業政策及び労働政策等の多面的な観点での緻密な検討が必要であり、両制度が日本社会に与える影響は非常に大きい。万が一にも、特定の業界団体や声の大きい(政治力の強い)業所管庁の意向で政策形成過程が不当にゆがめられることがあってはならない。そのため、労使の代表者や有識者(研究者、実務家)によって公正で慎重な議論を多角的に行い(各会議の終了後に、会議において配付された資料及び議事要旨が公表されるとともに、閣議決定後に議事録も公表される。)、その結果を踏まえて政府が決定するべきであるからである。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の設置は、我が国の出入国在留管理政策の策定プロセスにおけ

る透明性と公正性を向上させるための措置として、画期的なことである。これまで、出入国在留管理政策の策定過程において、労使の代表者や有識者が参集する会議体での検討及び意見聴取を経ることを法律上義務付ける制度は存在しなかった。同有識者会議は、我が国の出入国在留管理史上初めての、政策の策定に当たっての、法律の規定に基づく必要的付議機関であり、透明性と公正性を向上させるための措置として、極めて高く評価される。

ウ 分野別運用要領

上記イ(ア)のとおり、入管法2条の4第1項に基づき、各特定産業分野における特定技能分野別運用方針が定められている。この特定技能分野別運用方針における各項目の内容をより詳細に規定した運用要領(特定産業分野等省令参照)を、特定産業分野ごとに、当該分野を所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同して作成している(例えば、介護分野に係る「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領)。育成就労制度においても、育成就労分野別運用方針における各項目の内容をより詳細に規定した運用要領を、育成就労産業分野ごとに作成することになると考えられる。形式としては、分野別運用方針と同様に、特定技能制度と育成就労制度で一体的に作成することとなると思われる(以下、単に「分野別運用要領」という。)

エ 協議会決定

特定技能制度及び育成就労制度においては、分野別協議会へ加入し又はそれに代わる措置を講じた上で、分野別協議会における決定により協議が調った措置を実施すること等が上乗せ要件となる分野が多い。この分野別協議会における決定も、実質的に法規に準じる機能を有するといえる。

(2) 行政規則(審査基準、処分基準、解釈基準)

ア 制度全体に係る要領

特定技能制度においては、特定技能制度運用要

領（特定技能外国人の受入れに関する運用要領、1号特定技能外国人支援に関する運用要領）及び入国・在留審査要領があり、これは、制度全体に係る審査基準、処分基準及び解釈基準を規定した行政規則である。

育成就労制度においても同様に、制度全体に係る審査基準、処分基準及び解釈基準を規定した行政規則が作成されると思われる。

イ 分野ごとの要領別冊

特定技能制度においては、特定の分野に係る要領別冊があり（例えば、介護分野に係る「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要

領－介護分野の基準について－」）、これは、分野ごとの上乗せ基準に係る解釈基準等を規定した行政規則である。

育成就労制度においても同様に、分野ごとの上乗せ基準及び特則基準に係る解釈基準等を規定した行政規則が作成されると思われる。

3 特定技能制度及び育成就労制度の法的構造のまとめ

特定技能制度及び育成就労制度の法的構造について、上記1の法規及び上記2の法規以外の各種規範等を表の形式でまとめると、【図3】のとおriとなる。

【図3】特定技能制度及び育成就労制度の法的構造のまとめ

法的性質		特定技能制度	育成就労制度
法規	法律	入管法 ＜別表第1の2の表の特定技能の項の下欄＞ 1 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として <u>法務省令（筆者注：特定産業分野等省令）</u> で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する <u>法務省令（筆者注：特定産業分野等省令）</u> で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 2 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する <u>法務省令（筆者注：特定産業分野等省令）</u> で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動 ＜別表第1の2の表の育成就労の項の下欄＞ 育成就労法第11条第1項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び <u>育成就労法第2条第2号に規定する育成就労産業分野</u> に属する技能を要する業務に従事する活動	
			育成就労法 ＜規定事項＞ ①総則 （定義） 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 2 単独型育成就労 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人…が、 <u>特定産業分野…のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させる</u>

		ことが相当であるものとして主務省令（筆者注：育成就労産業分野省令）で定める分野（以下「育成就労産業分野」という。）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得するため、同表の育成就労の在留資格をもって、当該機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事することをいう。 ②育成就労（育成就労計画、監理支援機関、育成就労外国人の保護、補則） ③外国人育成就労機構 ④雑則 ⑤罰則
政令	入管法施行令 ＜規定事項＞ ①入管法 19 条の 23 に基づく登録支援機関の登録申請に係る手数料額 ②入管法 19 の 26 第 1 項 2 号に基づく登録支援機関の登録拒否事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定	育成就労法施行令 ＜規定事項＞ ①育成就労法 10 条 2 号に基づく育成就労認定の欠格事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定 ②育成就労法 31 条 1 項に基づく監理支援機関の許可の有効期間 ③育成就労法 37 条 4 号に基づく監理支援機関の許可取消事由に係る出入国又は労働に関する法律の規定
省令	入管法施行規則	育成就労法施行規則 →育成就労評価試験は、<u>分野別運用方針</u>で定めると規定する。 →育成就労計画の認定基準のうち育成就労の内容に係るものとして、従事させる業務において要する技能が属することが求められる業務区分は、<u>分野別運用方針</u>で定めると規定する。 →本人意向転籍の制限期間は、1 年以上 2 年以下の範囲内で<u>分野別運用方針</u>で定めると規定する。 →本人意向転籍の制限期間が 1 年を超える場合に求められる待遇の向上は、<u>分野別運用方針</u>で定めると規定する。 →本人意向転籍の要件として求められる修得した技能、日本語の能力その他育成就労外国人の育成の程度に関する基準は、<u>分野別運用方針</u>で定めると規定する。

上陸基準省令 【上陸許可基準適合性】 <特定技能1号の項の下欄> 1 申請人が次のいずれにも該当していること。 ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 →<u>具体的には分野別運用方針で定める。</u> ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 →<u>具体的には分野別運用方針で定める。</u> ホ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示（筆者注：特定技能除外国告示）で定める外国政府又は地域…の権限ある機関の発行した旅券を所持していること。 6 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示（筆者注：特定技能特有事情分野告示）で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示（筆者注：分野ごとの特定技能上乘せ基準告示）で定める基準に適合すること。	
特定産業分野等省令 <規定事項> ①入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄1号及び2号に基づく特定産業分野【特定産業分野該当性】 →<u>分野別運用方針が作成された分野を規定することとなる。</u> ②入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄1号に基づく特定技能1号の相当程度の知識又は経験を必要とする技能、入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄2号に基づく特定技能2号の熟練した技能【業務区分該当性】 →<u>基本方針にのっとりそれぞれ当該分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能とすると規定する。</u>	育成就労産業分野省令（正式名称未定） <規定事項> 育成就労法2条2号に基づく育成就労産業分野 →<u>分野別運用方針が作成された分野を規定することとなる。</u>
特定技能基準省令 <規定事項> ①入管法2条の5第1項に基づく特定技能雇用契約の内容の基準【契約適合性】 ②入管法2条の5第3項に基づく特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準【受入機関適合性】 ③入管法2条の5第6項に基づく1号特定技能外国人支援計画の内容等及び入管法2条の5第8項に基づく1号特定技能外国人支援計画の基準【支援計画適合性】	

	告示		指定区域告示 <規定事項> 育成就労法施行規則に基づいて、育成就労計画の認定基準に関して育成就労外国人の受入人数枠や転籍者の受入可能割合が優遇される区域を指定する。
			取次ぎ・育成費用告示（正式名称未定） <規定事項> 本人意向転籍の際に転籍先が、転籍元に一定割合を支払うべき育成就労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用を定める。
		特定技能除外国告示 <規定事項> 上陸基準省令の特定技能1号の項の下欄1号ホ、特定技能2号の項の下欄1号ニに基づき、退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関としてイラン以外を規定する。	※育成就労法施行規則で定める育成就労計画の認定基準（育成就労の内容のうち、育成就労外国人に係るもの）として 特定技能除外国告示 を援用する。
		特定技能特有事情分野告示 <規定事項> 上陸基準省令の特定技能1号の項の下欄6号、特定技能2号の項の下欄7号、特定技能基準省令1条1項7号、2条1項13号、2項7号に基づき、上陸基準省令が規定する上陸許可基準適合性又は特定技能基準省令が規定する契約適合性若しくは受入機関適合性に係る上乗せ基準を規定する特定産業分野 <u>→分野別運用方針において上乗せ基準が定められた分野を規定することとなる。</u>	育成就労特有事情分野告示（正式名称未定） <規定事項> 育成就労法施行規則に基づき、育成就労計画の認定基準や監理支援機関の許可の要件等に係る上乗せ・特則基準を定める育成就労産業分野 <u>→分野別運用方針において上乗せ・特則基準が定められた分野を規定することとなる。</u>
		分野ごとの特定技能上乗せ基準告示 <規定事項> 特定技能特有事情分野告示に基づき、当該分野に特有の事情に鑑みて、受入機関適合性、契約適合性（契約に基づく受入事業所に係る一定の日本標準産業分類該当性等）又は上陸許可基準適合性について定める上乗せ基準	分野ごとの育成就労上乗せ・特則基準告示 <規定事項> 育成就労特有事情分野告示に基づき、当該分野の特有の事情に鑑みて、育成就労計画の認定基準、監理支援機関の許可の要件等について定める上乗せ・特則基準
法規以外	法規そのものではないが、法規と一体的に制定され、実質的に法規に準じる機能を有するもの	基本方針 【特定技能制度と育成就労制度で一体的に作成】 分野別運用方針 【分野ごとに特定技能制度と育成就労制度で一体的に作成】 <特に重要な規定事項> 第1 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 1 特定産業分野及び育成就労産業分野 → <u>特定産業分野等省令、育成就労産業分野省令に反映される。</u> 2 人材の不足の状況 (4) 受入れ見込数	

- 3 在留資格認定証明書交付停止措置等
 - 入管法7条の2第3項ないし5項の在留資格認定証明書交付の停止措置・再開措置及び育成就労法12条の2の育成就労認定の停止措置・再開措置に反映される。
- 第2 特定技能制度に関する事項
 - 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - (1) 1号特定技能外国人
 - ア 技能水準（試験区分）
 - 入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄1号及び特定産業分野等省令に基づき、特定技能1号の「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を分野ごとに具体的に定める。また、上陸基準省令の特定技能1号の項の下欄1号ハの技能に係る「試験その他の評価方法」を分野ごとに具体的に定める。
 - イ 日本語能力水準
 - 上陸基準省令の特定技能1号の項の下欄1号ニの日本語能力に係る「試験その他の評価方法」を分野ごとに具体的に定める。
 - (2) 2号特定技能外国人
 - ア 技能水準（試験区分及び実務経験）
 - イ 日本語能力水準
 - 入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄2号及び特定産業分野等省令に基づき、特定技能2号の「熟練した技能」を分野ごとに具体的に定める。また、上陸基準省令の特定技能2号の項の下欄1号ハの技能に係る「試験その他の評価方法」を分野ごとに具体的に定める。
 - 2 その他重要事項
 - (1) 特定技能外国人が従事する業務
 - 入管法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄1号、2号及び特定産業分野等省令に基づき、特定技能1号及び特定技能2号の各分野に係る業務区分該当性を特定する。
 - (2) 特定技能外国人の雇用形態
 - 基本方針に基づき、分野によって派遣形態や在籍型出向を認めるか否かを定め、分野ごとの特定技能上乗せ基準告示に反映される。
 - (3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等
 - 上乗せ基準の内容を定め、特定技能特有事情分野告示、分野ごとの特定技能上乗せ基準告示及び協議会決定に反映される。
- 第3 育成就労制度に関する事項
 - 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - (1) 就労を開始するまでに求められる日本語能力水準
 - (2) 育成就労開始後1年経過時までに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - (3) 育成就労を終了するまでに求められる水準
 - ア 技能水準
 - イ 日本語能力水準
 - 育成就労法施行規則に基づき具体的に定める。
 - 2 育成に関する事項
 - (1) 技能の育成
 - (2) 日本語能力の育成
 - 育成就労法施行規則に基づき具体的に定める。
 - 3 本人意向転籍に関する事項

(1) 本人意向転籍において求められる水準 ア 技能水準 イ 日本語能力水準 (2) 転籍制限期間及びその理由 (3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策 →<u>育成就労法施行規則に基づき具体的に定める。</u> 4 その他重要事項 (1) 育成就労外国人が従事する業務 →<u>育成就労法施行規則に基づき、育成就労計画の認定基準のうち育成就労の内容に係るものとして、従事させる業務において要する技能が属する必要がある業務区分を具体的に定める。</u> (2) 育成就労外国人の雇用形態 →<u>労働者派遣等育成就労を認めるか否かを定め、育成就労産業分野省令に反映される。</u> (3) 育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等 →<u>上乗せ・特則基準の内容を定め、育成就労特有事情分野告示、分野ごとの育成就労上乗せ・特則基準告示及び協議会決定に反映される。</u>			
分野別運用要領 【分野ごとに特定技能制度と育成就労制度で一体的に作成されることが見込まれる】 ＜特に重要な規定事項＞ ①上乗せ基準としての契約に基づく受入事業所に係る一定の日本標準産業分類該当性の具体的内容（該当する日本標準産業分類の特定） ②特定技能2号の取得に求められる一定の実務経験の具体的内容・年数			
協議会決定 ＜規定事項＞ 分野別運用方針及びそれを受けた特定技能上乗せ基準告示で規定された上乗せ基準としての分野別協議会において協議が調った措置等		協議会決定 ＜規定事項＞ 分野別運用方針及びそれを受けた育成就労上乗せ・特則基準告示で規定された上乗せ基準としての分野別協議会において協議が調った措置等	
行政規則 (審査基準、 処分基準、 解釈基準)	制度全体	特定技能制度運用要領 ①特定技能外国人の受入れに関する運用要領（要領本体） ②1号特定技能外国人支援に関する運用要領（支援に係る要領別冊）	育成就労制度運用要領（正式名称未定）
	分野ごと	入国・在留審査要領 特定の分野に係る要領別冊 ＜記載事項＞ 特定産業分野ごとの上乗せ基準に係る解釈基準等	特定の分野に係る要領別冊（正式名称未定） ＜記載事項＞ 育成就労産業分野ごとの上乗せ・特則基準に係る解釈基準等

第2 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針（令和7年3月11日閣議決定）

1 既存の特定技能制度に係る基本方針と育成就労制度に係る基本方針の新たな一体的な作成

令和7年3月11日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び閣議において特定技能制度及び育成就労制度の基本方針が決定された。これが、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」である（以下、この第2において「新基本方針」という。）。上記第1 2（1）ア（ウ）のとおり、既存の特定技能制度に係る基本方針と育成就労制度に係る基本方針について、新たに一体的に作成することとなったものである。これに伴い、従前の「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「旧基本方針」という。）は廃止された。

2 特定技能制度における在籍型出向の許容

新基本方針が定める事項のうち、特に注目される点は、特定技能制度について、旧基本方針では認めていなかった在籍型出向を一定の要件の下で許容したことである。すなわち、新基本方針は、特定技能制度において、原則として外国人が所属する機関は一つに限ることとし、複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約は認めないとしつつ、技能の向上のために親子会社の間等相互に密接に係る特定技能所属機関の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたことと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約を許容することとし、その旨を特定技能分野別運用方針に明記すると規定した。

3 人材育成を通じた国際貢献の視点

育成就労制度は、技能等の移転による国際協力の推進を目的としていた技能実習制度（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律1条）と異なり、人材育成と人材確保を目的とすることとした（育成就労法1条）。もっとも、新基本方針は、「特定技能制度及び育成就労制度について、就労を終えた外国人が帰国する場合に帰国後も本邦で修得した技能等を生かすことができるような制度とすることは、…人材育成を通じた国際貢献にも資することから、修得した技能等の国内外における活用状況の調査その他必要な取組を、必要に応じて送出国政府その他の関係者の協力も得つつ推進する。」と規定し、人材育成を通じた国際貢献の視点を残したことも重要である。

第3 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（介護分野、工業製品製造業分野、外食業分野）の一部改正（令和7年3月11日閣議決定）

1 介護分野

これまでは認められていなかった特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認める改正が行われた。すなわち、特定技能外国人の訪問介護等の訪問系サービスへの従事を認めた上で、特定技能所属機関は、介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等を有する特定技能外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、以下の①～⑤の事項を遵守しなければならないとした。

- ①特定技能外国人に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ②特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③特定技能外国人に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ハラスメント防止のために相談窓口の設置等

の必要な措置を講ずること

- ⑤特定技能外国人が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

上記の介護分野に係る特定技能分野別運用方針の改正を受けて、介護分野に係る特定技能上乗せ基準告示（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準）及び要領別冊（特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－介護分野の基準について－）が改正された。

2 工業製品製造業分野

製造事業者団体等に対して特に課す条件として、①特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認、②海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等という取組を実施する団体設置を追加した。

また、特定技能所属機関に対して特に課す条件について、①所属先を、従来の「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」から製造事業者団体等が設置する団体へ変更、②経済産業省による報告徴収等への協力を条件として明確化、③生産性向上・国内人材確保のための取組実施を条件に追加という改正を行った。

上記の工業製品製造業分野に係る特定技能分野別運用方針の改正を受けて、工業製品製造業分野に係る特定技能上乗せ基準告示（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）及び要領別冊（特定の分野に係る特定技能外国

人受入れに関する運用要領－工業製品製造業分野の基準について－）が改正された。

3 外食業分野

旅館・ホテル営業の形態で旅館業を営み、かつ、旅館業法の旅館・ホテル営業の許可を受けた旅館・ホテルにおいては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業法」という。）2条1項の風俗営業の許可を受けていたとしても、特定技能外国人に接待（風俗営業法2条3項）を行わせないための必要な措置を講じた上で、就労を認める改正を行った。

上記の外食業分野に係る特定技能分野別運用方針の改正を受けて、外食業分野に係る特定技能上乗せ基準告示（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）及び要領別冊（特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－外食業分野の基準について－）が改正された。

高知県高知市にて会長会を開催

特定行政書士制度の普及促進と一般倫理研修未受講者への対応について各単位会間で意見交換



令和7年9月18日(木)午後1時30分から5時にかけて、高知県高知市「ザクラウンパレス新阪急高知」において全国の行政書士会会長による会長会が開催された。「特定行政書士制度の普及促進について」、「一般倫理研修未受講者への対応について」の二つをテーマとして意見交換を行った。

会長会は、古川日行連総務部長による司会で午後1時30分に46単位会の会長、日行連役員等のオブザーバーが出席して開会した。

冒頭、司会者から、会長会の目的が日行連会則(以下「会則」という。)第33条第1項の規定に基づく「各単位会間の連絡提携を緊密にし、単位会の円滑な運営と進展を図る」ことにあるとの趣旨の説明があり、単位会としての実情や意見の交換を行うことを確認した。

会議に先立ち、宮本日行連会長による挨拶があり、続けて、来賓として出席された濱田省司高知県知事から祝辞をいただいた。その後、司会者から桑名龍吾高知市長のメッセージが読み上げられた。最後に、開催地単位会の田岡高知会会長の挨拶があった。

続いて、会則第34条の規定に基づき議長の選任が行われ、野津島根会会長が議長に就任し、

河原岡山会会長を副議長に指名した。議事録署名人には河原福島会会長、稲本奈良会会長が指名された。

意見交換・情報交換(概要)

テーマ①

特定行政書士制度の普及促進について

事前アンケートに基づき、岩崎山形会会長及び本田兵庫会会長から各々の会での取組状況等について報告された後、意見交換が行われた。

発表内容(概要)

○山形会(特定行政書士に関する研修実施)

山形会では、全会員を対象に特定行政書士の業務内容に関する研修会を開催し、特定行政書士制度の普及促進を図っているほか、山形市行政不服審査会委員や他会の特定行政書士を講師



宮本会長の挨拶



濱田高知県知事の挨拶



田岡会長の挨拶

として招き、特定行政書士の修了者に向けたブラッシュアップ研修を開催するなど、既に特定行政書士の資格を持っている会員へのフォローを行っている。

○兵庫会（特定行政書士専門部会の設置）

兵庫会では、令和5年から特定行政書士専門部会を発足し、事例収集や実態調査等の研究に当たっている。また、専門部会を常設の委員会に発展させることを検討しており、研究活動だけでなく、それらの成果を積極的に公表していくことで、特定行政書士制度の普及促進を図っていきたいと考えている。

テーマ②

一般倫理研修未受講者への対応について

事前アンケートに基づき、竹田愛知会会長及び奥村大阪会会長から各々の会での取組状況等について報告された後、意見交換が行われた。

発表内容（概要）

○愛知会（倫理研修規則の制定）

愛知会では、倫理研修の受講者促進のため、一般倫理研修未受講会員処分規則を制定した。現時点では、その規則に基づいた処分はしていないが、受講が難しい会員に寄り添いつつ、今後は処分を視野に入れた対応を検討していきたいと考えている。

○大阪会（未受講者への段階的な対応）

大阪会では、受講期限を超過している会員に対し、複数回にわたりハガキでの通知や電話での働きかけを行う等、段階的な対応を行っている。現時点で処分には至っていないが、規則等の考え方を整理しつつ、処分等の適切な対応を検討していききたい。

その他

災害復興支援に関する取組について

事前アンケートに基づき、本間神奈川会会長及び櫻田熊本会会長から各々の会での取組状況等について報告された後、意見交換が行われた。

発表内容（概要）

○神奈川会（災害支援マニュアルの作成について）

災害発生時には、膨大な自動車登録（主に永久抹消登録）が発生すると想定されることから、被災地等からの手続支援要請に応じられるよう、災害支援マニュアルを作成した。

○熊本会（災害支援スキームの作成について）

熊本会では、過去の地震災害、豪雨災害における経験を基に、県・市町村・行政書士会の連携がスムーズになるよう、災害支援活動に係るスキームを作成している。8月に熊本で発生した豪雨災害においても、このスキームをブラッシュアップしながら対応を行っている。

最後に野津議長が総括し、議長・副議長の退任をもって意見交換・情報交換は終了した。

○日行連からの連絡

古川日行連総務部長から、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出制度について周知がなされた。

徳永日行連特定行政書士制度普及推進委員長から、ねじ式の特定行政書士徽章の販売開始について報告がなされた。

青手木日行連暴力団等排除対策委員長から、暴力団の情勢と対策について報告がなされ、所属会員への周知依頼がなされた。

古川日行連総務部長から、令和8年度会長会を熊本県で開催することが報告され、櫻田熊本会会長から挨拶が行われた。

全てのプログラムが終了し、午後5時、会長会は閉会した。

懇 親 会

会長会終了後、午後6時から8時にかけて同ホテルにおいて懇親会が開催された。当日は御多忙の中、桑名高知市長を始め、多くの御来賓に御臨席いただいた。また、手に持った鳴子（なるこ）を鳴らしながら踊るよさこいが披露されるなど、出席者の懇親がより一層深まる中、盛会裏に閉会した。

御 来 賓

【御来賓出席者】

桑名龍吾高知市長、山崎正恭衆議院議員、広田一参議院議員、土居央高知県議会議員、西内隆純高知県議会議員、寺内憲資高知県議会議員、田中徹高知県議会議員、吉永哲也高知市議会議員、長尾和明高知市議会議員、大久保尊司高知市議会議員、石田祝稔公明党四国方面本部長

【代理出席者】※議員秘書の皆様代理で御出席いただきました。

中谷元防衛大臣、中西祐介参議院予算委員長、尾崎正直衆議院議員、梶原大介参議院議員、原田大二郎参議院議員

【御挨拶をくださった来賓の方々】



桑名龍吾
高知市長



山崎正恭
衆議院議員



広田一
参議院議員



石田祝稔
公明党四国方面本部長



オンラインによる会員登録手続の開始とデジタル資格者証の取得の開始等のお知らせ（予告）

＜デジタル推進本部＞

会員登録手続等について、本年度中に以下の変更が予定されています。具体的な開始時期等については、本誌やホームページ等でお知らせいたします。

〈行政書士会員の登録手続のオンライン申請が段階的に開始されます〉

かねてより本会が進めてきた行政書士会員の登録手続のオンライン化について、証明書発行等の一部の手続から順次運用を開始し、最終的には、新規登録・変更登録・法人届出の手続をオンライン化する予定です。

なお、実際の運用は、準備が整った単位会から段階的に開始し、全ての単位会で一斉に開始するものではありません。

〈デジタル資格者証の閲覧及び取得が可能になります〉

会員管理システムとデジタル庁の国家資格等情報連携・活用システムとの連携開始により、マイナポータル(<https://myna.go.jp/>)を通じて、行政書士としてのデジタル資格者証の閲覧及び取得が可能になります。

会員の皆様は、マイナポータルで御自身の資格情報を確認し、PDF形式で資格証明書を取得できるようになるなど、資格証明の利便性が大きく向上し、各種の手続においても柔軟な対応が可能になります。

〈個人番号（マイナンバー）の提供が必須となります〉

本年度の本会定時総会において、本会会則の一部改正が議決され、総務大臣の認可を受けました。これにより、今後、行政書士会員の登録手続における新規登録・変更登録の申請には、個人番号（マイナンバー）の提供が必須となります。この改正は、住民基本台帳法や番号利用法に基づく情報提供を受けるために必要なものであり、会員情報の正確性の向上と手続の効率化を目的としています。

なお、本改正は、規則で定める日から施行する予定です。

令和7年度特定行政書士法定研修の結果通知について

＜中央研修所＞

「令和7年度特定行政書士法定研修 募集要項」にて御案内しているとおり、本研修の結果は、下表のとおり通知いたします。

10月19日	考查実施
11月中旬頃	会員専用サイト「連 con」内の 「研修・セミナー＞特定行政書士法定研修」にて発表 ※修了した者の考查受験番号のみ掲載
12月上旬頃	結果通知（本人事務所宛てに郵送）



単位会別会員数一覧

<令和7年10月1日現在>

区 分 単位会		個人会員数			法人会員数		
		R 7. 4.1	R 7. 10.1	増減	R 7. 4.1	R 7. 10.1	増減
北海道 地方協議会	北海道	1,926	1,959	33	53	56	3
東北 地方協議会	秋 田	296	293	△ 3	5	5	0
	岩 手	398	412	14	9	10	1
	青 森	353	356	3	7	7	0
	福 島	736	751	15	19	20	1
	宮 城	1,027	1,050	23	31	34	3
	山 形	429	449	20	5	5	0
関東 地方協議会	東 京	8,194	8,440	246	388	413	25
	神奈川	3,331	3,424	93	104	113	9
	千 葉	2,307	2,367	60	53	57	4
	茨 城	1,205	1,230	25	26	27	1
	栃 木	900	907	7	15	16	1
	埼 玉	2,621	2,699	78	57	62	5
	群 馬	1,104	1,107	3	10	13	3
	長 野	976	989	13	13	14	1
	山 梨	377	385	8	5	5	0
	静 岡	1,519	1,537	18	39	39	0
	新 潟	887	887	0	22	24	2
中部 地方協議会	愛 知	3,373	3,425	52	108	116	8
	岐 阜	891	900	9	17	18	1
	三 重	723	733	10	15	14	△ 1
	福 井	335	340	5	6	6	0
	石 川	407	417	10	10	10	0
	富 山	390	401	11	14	14	0

区 分 単位会		個人会員数			法人会員数		
		R 7. 4.1	R 7. 10.1	増減	R 7. 4.1	R 7. 10.1	増減
近畿地方協議会	滋 賀	513	519	6	8	9	1
	大 阪	3,869	3,984	115	157	166	9
	京 都	939	975	36	27	31	4
	奈 良	481	504	23	13	13	0
	和歌山	357	356	△ 1	5	6	1
	兵 庫	2,020	2,073	53	41	43	2
中国地方協議会	鳥 取	212	219	7	3	3	0
	島 根	277	280	3	3	3	0
	岡 山	798	802	4	25	28	3
	広 島	1,212	1,252	40	22	24	2
	山 口	489	496	7	5	7	2
四国地方協議会	香 川	433	439	6	10	10	0
	徳 島	320	326	6	9	10	1
	高 知	261	272	11	6	6	0
	愛 媛	561	566	5	12	13	1
九州地方協議会	福 岡	1,789	1,850	61	49	54	5
	佐 賀	265	269	4	5	5	0
	長 崎	407	412	5	10	11	1
	熊 本	677	697	20	18	18	0
	大 分	386	397	11	11	13	2
	宮 崎	477	484	7	14	14	0
	鹿児島	815	821	6	16	19	3
	沖 縄	471	488	17	16	18	2
合 計		52,734	53,939	1,205	1,516	1,622	106

特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいませようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和7年度（令和8年1月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	令和7年11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特 例 措 置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000 円 実務研修会：15,000 円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

〈届出済証明書の更新を希望される方へ〉

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会（更新）を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を確認され、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<一般倫理研修マニュアル>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力してログインを行ってください。
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」を押す。

<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
不要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

[ログイン画面へ戻る](#) [確認](#)

ログインページ

※ 連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

[ログイン](#)

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

ログインできない

- ログインID・パスワードの誤り
- パスワードが「Caps」で入力されている
- パスワードが8文字以上

連conへの登録がお済みでない方

また利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

[連conサイト利用登録](#)

② マイページ

行政 太郎のプロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに戻ります。

③ 変更する



登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

※ 毎月日本行政 受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 選択した記事は必ずしも掲載されません。

☐ 一般公開情報
 ☐ 申請取付関係情報
 ☐ 特定行政士決定情報
 ☐ 業務開始情報・セミナー
 ☐ 運輸交通部門
 ☐ 建設・環境部門
 ☐ 農林・水産利用部門
 ☐ 社会福祉・生活衛生部門
 ☐ 福利厚生・事業証明部門
 ☐ 法務事務・成年後見部門
 ☐ 法制事務部門
 ☐ 企業支援部門
 ☐ 委員会等
 ☐ その他

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

[保存](#)

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

大阪府

行政書士会

天神祭うちわ広告企画へ協賛



大阪の夏の風物詩ともいえる日本三大祭の一つ、大阪天満宮の「天神祭」。

今回、大阪会では天神祭のうちわ企画に協賛し、「大阪府行政書士会オリジナルうちわ」を1,000本配布しました。うちわの片面にはテレビ大阪の人気キャラクターたこるくとタコベエが天神祭を楽しむイラストが描かれ、もう片面には「行政書士は頼れる街の法律家」のキャッチフレーズと共にユキマサくんがスイカを食べているイラストが描かれています。

天神祭は7月24日に宵宮、25日に本宮が催され、毎年100万人以上の方が来場するといわれています。2日間にわたって、大阪市内の複数の主要な駅で「天神祭うちわ娘」が浴衣姿でうちわを配布しました。

25日午後1時から、大阪府行政書士会館近くの天満橋駅にて、広報部員4名がうちわ約500本を配布しました。この日の最高気温は35.7度。天神祭のクライマックスである奉納花火の前に人々の熱気も盛り上がりを見せていました。「大阪府行政書士会です。暑いのでうちわをお使いください。」と声を掛けながら配布すること約1時間。当初150本の配布予定でしたが、追加分を合わせて約500本があったという間になりました。

天神祭が終わっても、うちわを日常の中で目にすることで行政書士制度の認知度向上につながると考えています。



鹿児島県

行政書士会

奄美市との大規模災害時被災者支援協定の締結について



鹿児島会では、奄美市と大規模災害時における被災者支援に関する協定を締結しました。

8月1日、奄美市役所において、安田壮平奄美市長と青手木鹿児島会会長が協定書に署名して大規模災害時における連携を確認しました。

また今後は、平素の市役所活動において、当会の奄美大島支部（山田正修支部長）との連携協力を強化することも確認されました。

この協定締結については、地元新聞2紙（奄美新聞、南海日日新聞）が取材し、翌日大々的に報道されました。

奄美群島には、南西諸島のほぼ中心に連なる島々に1市9町2村の自治体があります。同地域は南海トラフ地震の影響も想定されていることや、また協定締結時には、奄美大島北方にあるトカラ列島十島村で群発地震が継続して島民の島外避難がなされているなど支援協定の重要性が感じられる中での締結でした。

大規模災害時における被災者支援に関する協定締結式

奄美市は1日、風水害のため県行政書士会、害や地震などの大規模災害時、被災者を支援する法律相談を実施することを締結した。災害発生業務などを支援し、被災者の一日も早い復旧や復興へ連携していく。

奄美市は1日、風水害のため県行政書士会、害や地震などの大規模災害時、被災者を支援する法律相談を実施することを締結した。災害発生業務などを支援し、被災者の一日も早い復旧や復興へ連携していく。

奄美市は1日、風水害のため県行政書士会、害や地震などの大規模災害時、被災者を支援する法律相談を実施することを締結した。災害発生業務などを支援し、被災者の一日も早い復旧や復興へ連携していく。

災害時に被災者支援

相談や手続き業務 県行政書士会と協定 奄美市

奄美新聞 令和7年8月2日付 9面

中央研修所の現状と課題

中央研修所
副所長 和田 英幸



中央研修所副所長の和田英幸（長野会）です。この度、2期目の中央研修所副所長を務めさせていただくこととなりました。中央研修所の運営に携わる立場として重責を感じています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

1. 現状

私はこれまで約10年間、長野会のADRセンター長として、センターの立ち上げから運営まで携わってまいりました。その間、手続実施者養成研修や能力向上研修、一般会員向けADR研修会、相談業務研修など、研修の企画・実施に頭を悩ませてきました。最大の課題は、限られた予算の中で、いかに効率的に研修を実施するかという点でした。

単位会にとって、研修会のコスト削減は喫緊の課題です。オンライン研修が普及したことで、遠方からの参加も容易になり、会員にとって時間的・経済的負担が軽減されました。更にDX化推進により、制度や仕組みが大きく変わってきており、研修内容やコンテンツ制作に係る諸課題も多様になってきています。

その意味において、現在150を超える中央研修所研修サイトのVODコンテンツの存在は、その豊富な内容と質量において、これら諸課題の解決に資することができるものと確信しています。

2. 課題

本年10月2日現在、中央研修所研修サイトの利用者数は、個人会員54,035名に対し、ログイン用ID発行者数は47,909名、ID取得率は88.7%という水準にあります。一般倫理研修の義務化により、研修サイトへのアクセス方法が会員に広く周知されたことで、全体として研修視聴者数は増加傾向にありますが、更なる視聴者数の拡大が当面の大きな課題です。

VOD講座は、最新の情報を掲載し、その鮮度を保つために法改正等に応じて内容を随時更新する必要があります。中には現時点での取扱い件数が少なく視聴数が伸びないと思われるコンテンツもありますが、将来性等も考慮して必要があるものについては積極的に作成してまいります。

3. 今後の方向性

今後は、現在5単位会の利用にとどまっている中央研修所のプラットフォームを多くの単位会に活用していただけるよう利用料金を含めた利用環境の改善を図ってまいります。このプラットフォームでは、単位会が制作した研修講座を単位会独自のコンテンツとして登載し、他の単位会と共有・利用することができます。また会員の研修記録管理を始めとする多様な機能も備えており、こちらは無料で利用することができます。

ほかにもプラットフォームの利用により、自分の単位会外のローカルな業務情報の習得、他単位会・連合会の研修コンテンツとの重複回避等様々なメリットが挙げられます。今後、費用負担については、本年度定時総会での会則改正により会費の値上げが承認されたことで一定の利用促進策を取る方向で検討を開始しています。

中央研修所は、DX推進の一翼を担い、会員の能力向上と単位会の研修活動の円滑化に資する存在でなければなりません。研修コンテンツの拡充・維持と効率的な運営という難しい課題に対して知恵を絞り、会員各位や業務部の皆様の御理解と御協力を得ながら、与えられた役割を全うしてまいりたいと考えています。

1日

月

法規監察部会議**【協議事項】**

- (1) 照会案件等について
- (2) 監察案件等について
- (3) その他

ADR推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 本年度事業の推進について
- (2) その他

8日

月

許認可業務部**運輸交通部門会議****【協議事項】**

- (1) 封印委託制度について
- (2) 日本自動車車体整備協同組合連合会からの協力依頼について
- (3) 自動車運送事業手続のオンライン化への対応について
- (4) 関係省庁・団体への訪問について
- (5) 単位会からの照会について
- (6) OSSセンター看板について
- (7) 報酬額統計調査の項目確認について
- (8) その他

3日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 単位会会報に係る対応について
- (3) その他

常任理事会(～4日)**【合議事項】**

- (1) 専門員の登用について
- (2) 後援名義使用許可依頼について

9日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(141件)
- (2) その他

OSS対策特別委員会**【協議事項】**

- (1) VODコンテンツの作成について
- (2) 全国担当者会議について

特定行政書士制度普及推進委員会**【協議事項】**

- (1) 特定行政書士制度の普及推進について
- (2) その他

4日

木

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

許認可業務部**社労税務・生活衛生部門会議****【協議事項】**

- (1) 専門員の登用について
- (2) 全国担当者会議について
- (3) VOD・セミナーについて
- (4) 関係省庁への訪問について
- (5) 単位会からの照会について
- (6) 報酬額統計調査の項目確認について
- (7) その他

11日

木

申請取次行政書士管理委員会会議(～12日)**【協議事項】**

- (1) 新旧委員による引継ぎについて
- (2) その他

12日

金

許認可業務部 農地・土地利用部門会議

【協議事項】

- (1) 分科会での各協議事項について
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 省庁訪問について
- (4) 専門員の登用について
- (5) VODコンテンツについて
- (6) 農地売買等事業の案内について
- (7) 報酬額統計調査の調査業務項目について
- (8) その他

22日

月

資格審査会

登録委員会

【登録審査】

- (1) 審査件数(103件)
- (2) その他

中央研修所正副所長会議

【協議事項】

- (1) 各研修事業の具体的な推進について
- (2) その他

17日

水

総務部会

【協議事項】

- (1) 本年度事業執行スケジュールについて
- (2) 単位会からの照会について
- (3) 会長会の運営確認について
- (4) その他

25日

木

国際・企業経営業務部 知的財産部門

【協議事項】

- (1) 本年度著作権普及啓発実践内容方法研究会会議(第3回)・作業部会(第2回)について
- (2) 著作権教育Eネットワークの活動について
- (3) 農水知財に関するセミナー(仮称)について
- (4) JGICに係る対応について
- (5) 関係省庁・団体への挨拶回り(9/26)について
- (6) オーフアンワークス実証事業実行委員会について
- (7) その他

18日

木

常任理事会

【合議事項】

- (1) 男女共同参画連携推進会議(内閣府)への参加について
- (2) ホームページの改修について
- (3) 専門員の登用について

会長会(高知県高知市)

【意見・情報交換】

- (1) 特定行政書士制度の普及推進について
- (2) 一般倫理研修未受講者への対応について
- (3) その他

26日

金

規制改革委員会

【協議事項】

- (1) 提言書の作成について
- (2) その他

30日

火

法教育推進委員会

【協議事項】

- (1) 単位会支援の対応について
- (2) 日本行政への記事執筆について
- (3) 沼津市立図書館での遺言講座等について
- (4) 法と教育学会第16回学術大会(9/7)について
- (5) その他

日本行政書士会連合会協賛 小中学生向けキャリア教育教材

「おしごと年鑑 2025」 の御紹介

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発行されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されましたので、是非御覧ください。

行政書士は、どんな場面で活躍するの?

大きな書類づくりの仕事 資格の仕事 法律に関する仕事

行政書士は、結ばれる前の法律家。私たちの生活のさまざまな場面で活躍します。行政書士の仕事について、日本行政書士会連合会に教えてもらいました。

A 私たちの暮らしのさまざまな場面で、法律の専門家として活躍するよ。

行政書士が扱う書類は、1万種類以上もあるんだよ!

行政書士

国や地方の役所に提出するための書類を作る人

行政書士というのは、その文字のとおり、行政に提出するための書類を作る人という意味。法律などの専門知識を生かして、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。どんな場面で行政書士が活躍するの、見てみましょう。

家族の作成

結婚や離婚、相続などの場面で、行政書士が活躍しています。行政書士は、法律の専門家として、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。

不動産の作成

不動産の売買や賃貸の契約など、行政書士が活躍しています。行政書士は、法律の専門家として、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。

会社の手続き

会社の手続きや登記などの場面で、行政書士が活躍しています。行政書士は、法律の専門家として、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。

行政書士は、頼れる街の法律家です。

行政書士は、2025年4月現在で、全国に約1万人います。行政書士は、行政書士法に基づいて国家試験で合格し、登録されています。行政書士は、法律の専門家として、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。

行政書士の仕事は、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。行政書士は、法律の専門家として、私たちの暮らしのさまざまな場面で活躍してくれちゃいます。

行政書士紹介ページ(本記事は2025年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにも
わかりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発行されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できます。





コスモス Information

行政書士後見関連団体合同研修会レポート (その2)

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・広報委員長 曾根 寧之



令和7年7月31日、東京都行政書士会講堂において、行政書士後見関連団体による合同研修会が開かれました。これは、行政書士で構成される成年後見に関する専門職団体である、(公社)コスモス成年後見サポートセンター、(公社)成年後見支援センターヒルフェ、(一社)北海道成年後見支援センター、NPO法人おかやま成年後見サポートセンターの4団体が共催し、日行連の後援により開催されたものです(以下団体名をそれぞれ、コスモス、ヒルフェ、北海道、おかサポと称します。)

研修の様子は本誌前号(No.636)において「行政書士後見関連団体合同研修会レポート(その1)」を掲載していますので、是非そちらも御一読ください。

1. 各団体代表へのインタビュー

研修会終了後、4団体の代表者の皆様にインタビューを行いましたので、御紹介いたします。

●コスモス・田後隆二理事長

(研修会の感想をお願いします。)

研修の内容は非常にしっかりとした内容で、そうか!と気付かされる部分も多かったので、すごく良かったなと思います。それから、この4団体が共催でできたということですが、やっとここまでこぎ着けることができたという感想です。もちろんずっとそういった案はありましたが、現実化するためには、やはりプロジェクトチームとして引っ張ってくれる人たちが4団体にいたので、実現できたのかなと思っています。

(4団体として今後の展望をお聞かせください。)

コスモスとしては全国組織への発展という目標がありますので、4団体が別々のままでずっとやるというのは本来の趣旨ではないかもしれませんね。ただ、そうは言ってもそれぞれのお考えもあるので、上手くバランスを取りながら提携できるところは提携していくという形で、これからもやっていきたいと思っています。

●おかサポ・大谷郁美理事長

(研修会の感想をお願いします。)

冒頭にあった「支援の品質」という言葉を現場の者として大切にしなければいけないと感じました。知識も大切だけれど、その先にいる当事者にどう関わるかについては、行政書士としての専門性・人間性の両方が求められます。今日はそのヒントがたくさん得られたと思うので、この学びを持ち帰って、日々の業務にいかしたいと思います。今日はZoomでもたくさんの方が視聴されていましたが、それぞれいろいろな地域性があると思うんです。行政書士は日本全国津々浦々におり、地域に根差した活動ができていく方にとっては行政書士業務であっても後見活動であっても一緒だと思います。地域共生社会の実現のために、私たちが一番良い後見活動ができるのではないかと考えています。

(4団体での次の企画や将来像についてお聞かせください。)

今回プロジェクトチームを立ち上げて、今日の合同研修会が実ったと思います。現在(7月31日時点)、民法改正中間試案に関するパブコメについての研究会が動いていますが、今後もほかのいろいろな後見制度に関する研究も続けていくと思います。そういった協力も続けていくことが大事で、そこからまた違う方面に

も広がっていくはずです。やはり研修のような事業が一年に一回あれば良いかなと思います。今回は東京会で開催していただきましたが、Zoomもあるのでちょっと場所を変えてやるのも良いかなと思います。皆が同じ方向を向いてやっているのも、もっと皆が会える場を作れたら良いですね。次回は Zoom 参加の方からも意見を言っていただけるような時間があれば良いかなと思いますね。

●北海道・菊池淳史理事長

(研修会の感想をお願いします。)

時間のなかでも皆で集まって話し合っ、良い講師の方を選んでいただいて、1 回目の研修としては大成功だと思います。我々は他の士業に比べて後塵を拝していると言われてはいるんですけど、行政書士が人口カバー率 90% 以上を占めていることを強みにして、もう少し後見業務で花を開かせるような行政書士の先生が増えていってくれたら嬉しいなというのは個人的な考えです。そのために日行連やコスモスのトップの方達がしっかり判断してくだされれば良いなというのは、他力本願的で申し訳ないんですけどね。北海道は北海道で頑張ります。そういう気持ちを持つような研修会でした。

(4 団体での活動への期待をお聞かせください。)

各団体がもう少しずつ会員を増やす。コスモスなら各支部の会員をもう少し増やす。日行連が言う各単位会で 1 割の会員でも携わることが望ましいということで、北海道会も含めてそれを目標にして会員を増やして、それをマンパワーにしながら知識を駆使できるような団体になれば良いかなと思いますね。それを担保できるような研修会を毎回こういうふうで開催していければ、いずれは先行して活躍する専門職団体に追いつけるような活動ができるところまで行くんじゃないかなと思います。

●ヒルフェ・齊藤志郎理事長

(研修会の感想をお願いします。)

講師の先生には多岐にわたる御経験の中で、例えば補助類型の活用のお話や今後の法制審の事から、本当にいろいろな話が聞けて大変勉強になりましたし、自分としてはもっと多くの方に聞いていただきたい研修会だと思いました。逆に後見をされている方以外の方にも聞いていただきたい研修だったなという感想を持

ちました。

(今後への期待をお聞かせください。)

まずは一個一個積み重ねていくしかないと思うのですが、日行連やコスモスが中心になって行政書士による成年後見グループというのを全体で作っていただければいいんじゃないかなと個人的に考えていました。そうすることで対外的にも内部的にもアピールもしやすくなると思います。おそらく、法人同士が合併するというのはなかなか現状として難しいところもあるので、そこは協定などを結ぶ中でグループを作っていくのが良いかなと思います。

(4 団体でやった意義はどんなところにあるのでしょうか。)

やはり 4 団体でやる、皆さんと一緒にやるということが、行政書士全体として一致団結して一つの方向に向かっているんだよってということを一つ示すことができたという点で有意義な事業だったと思います。1 回で終わらずに次からもいろいろなイベントをやっていければ良いかなというふうに思っています。

2. 最後に

当日会場には 38 名の参加者が足を運んでくださり、Zoom からは 600 名を超える方々が視聴されました。

今回会場をお貸しくださった東京会様、会場運営に御協力くださったヒルフェの役員や委員の皆様、企画、立案から関わってくださった 4 団体の皆様におかれましては、心より感謝申し上げます。



会員の動き

登録者数（令和7年9月末日現在）

合 計	54,035 名			
内 訳	男	44,814 名	女	9,221 名
個人事務所開業	男	41,895 名	女	8,198 名
行政書士法人社員	男	2,138 名	女	443 名
個人使用人行政書士	男	418 名	女	293 名
法人使用人行政書士	男	363 名	女	287 名

法人会員（令和7年9月末日現在）

法人会員数	1,625
法人事務所数	1,888
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,365
従たる事務所数	523

異動状況（令和7年9月中の処理件数）

新規登録	合 計	249 名	
	内 訳	男	203 名
		女	46 名
登録抹消	合 計	217 名	
	内 訳	男	188 名
		女	29 名
抹消内訳	廃 業	179 名	
	死 亡	33 名	
	その他	5 名	

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（成田）

久しぶりに映画館に行った。ミニシアターの会員となり、毎月映画鑑賞を楽しんでいた頃もあったが、最近は足が遠のいていた。

偶然、手にした一枚の宣伝チラシ。「その答えがあなたの人生を左右する。～世界の映画祭を席卷！～」というロゴ。監督の実体験に基づく予測不能な深層心理サスペンスというメッセージに興味を湧いた。77分間のドラマには痛烈なスリルがあり、一気に引き込まれた。

かつて、仕事で訪れたユジノサハリンスク空港の入国審査で、ロシア語での急な質問に答えられず、小銃を肩に掛けた警察官が行き交う状況で焦った経験がある。在留資格認定証明書4枚をクライアントに渡さずに、日本へ帰国するわけにはいかない。

とっさに、私の後ろのビジネスマン風の日本人男性が助け舟を出してくれて事なきを得たが、御礼の言葉もそこそこに、出迎えてくれた依頼人のもとに急いでしまったことがいまだに悔やまれる。

その映画のタイトルは、「UPON ENTRY（入国審査）」。

月刊 日本行政 11月号

第636号 令和7年10月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部長 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 日本行政 11月号

令和7年10月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階